

説明資料

平成27年10月29日
財務省主税局

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方

(歳入改革)

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、i)低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、ii)働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、iii)世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5]歳入改革、資産・債務の圧縮

(1)歳入改革

②税制の構造改革

(基本的考え方)

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i)夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii)格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

(改革の基本方針)

i) 成長志向の法人税改革

- ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- ・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

政府税制調査会のこれまでの議論と今後の運び

7～11月頃

(骨太の方針2015 6月30日閣議決定)

● 経済社会の構造変化のファクト(実像)の確認

- ・ 経済循環の変化 (7月2日)
- ・ 人口構造、家族の変化 (7月17日)
- ・ 家計、再分配の変化 (7月31日)
- ・ 高齢者 (8月20日)
- ・ 若者 (8月28日)
- ・ 働き方 (9月3日、10日)
- ・ 女性・子育て (9月18日)
- ・ 社会保障・労働政策の動向 (9月25日)

● 経済社会の構造変化に対応した個人所得課税、資産課税のあり方を中心に議論

- ・ 個人所得課税① (10月1日)
- ・ 個人所得課税② (10月14日)
- ・ 個人所得課税③ (10月23日)
- ・ 資産課税 (10月27日)

● 個人所得課税、資産課税を中心に、全体的な見直しの大きな方向性と検討課題・論点を中間的に整理

政府税制調査会における経済社会の構造変化に関するファクトの整理①

人口構造の変化

(生産年齢人口の減少)

- 生産年齢人口は、1970年頃にかけて急増。その後、伸びは緩やかになり、1995年を境にトレンドが逆転し減少局面に。
- 人口構造の変化に対応して、経済循環も変化。
生産年齢人口の減少とともに、マクロの賃金・俸給総額には減少圧力。賃金等が低下する中で、我が国の消費は、年金などの社会保障給付、さらに貯蓄の取り崩しにより支えられる脆弱な構造に。
- 三大都市圏の転入・転出超過数を見ると、1960年頃(高度経済成長期)においては、三大都市圏とも大きく転入超過となっていたが、その後は東京圏のみ大きく転入超過となっている状況。
- 全国的に政令市等の規模が大きい団体で人口が増加し、一般市や町村で人口が減少している傾向がある。

(少子化)

- 1990年代以降、未婚化・晩婚化のペースが速まっている。結婚できない理由については、「適当な相手にまだめぐり会わない」、「結婚資金が足りない」が多く、非正社員は正社員と比較して、結婚している割合が低い。
- 1990年代以降、晩産化のペースが速まっているほか、実際の子ども数は理想の子ども数を下回って推移し、特に男性が非正社員の場合に乖離幅が大きくなっている。理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育にかかる費用を挙げる者の割合が多い。

(生産年齢人口割合の低下)

- 生産年齢人口の減少・高齢者人口の増加により、総人口に対する生産年齢人口の割合は大きく低下。

政府税制調査会における経済社会の構造変化に関するファクトの整理②

経済・産業構造の変化

- 1990年代以降、経営環境のグローバル化、ICT技術の進化が進展。
- 産業構造のソフト・サービス化が進展。
- 1990年代以降に低成長化・事業環境の不透明化が進む中で、企業は、人件費調整が可能な、非正規労働者の比率を高めて対応。また、「終身雇用」が基本とされた社員でも転職が活発化。

家族の変化

- 1990年代以降、「夫婦と子供だけの世帯」が減少し、少子化・高齢化などを背景に、「一人世帯」、「夫婦だけの世帯」、「ひとり親と子供の世帯」の割合が増加。
- 共働き世帯数は年々増加し、1990年代に専業主婦世帯数と拮抗。1997年に逆転し、2000年代以降も傾向は継続。こうした中で、夫婦フルタイムの割合が低下して、妻がパートタイムの割合が増加。
- 1990年代から、女性が予定するライフコースは、「結婚し子どもも持つが、仕事も続ける」という両立が増えるなど、女性の中で、共働きを通じて家計を維持しなければ、という意識の転換が生じてきている。
- 1990年代にかけて、親と同居する未婚者の割合が上昇し、その後も上昇傾向。特に子どもが35～44歳の中年層の割合が上昇。
- 近年、総世帯数に占める高齢者単身世帯の割合が増加しており、特に都市部で増加率が高い傾向。

政府税制調査会における経済社会の構造変化に関するファクトの整理③

働き方の変化

- 生産年齢人口が減少する中で、女性や高齢者による就労の増加が下支えし、就業者数の減少幅は小さい。一方、都市部では、15歳以上の女性に占める潜在的労働力人口の割合と就業者の割合の差は大きい。
- 1990年代以降、従来の終身雇用・年功制を基本としたメンバーシップ型の雇用システムが変容し、流動化と非正規化が進展。
- 1990年代後半以降、非正規雇用比率が大きく上昇。非正規雇用者数の増加の多くは高齢者と女性が占める。一方、自分自身の収入を主な収入源とする人が多い男性の非正規労働者や、いわゆる不本意非正規の割合が高い若年男性の非正規労働者も増加。
- 職務、勤務地、労働時間が限定される「多様な正社員」が増加し、人手不足の持続が予想される中、一段と活用が進む見通し。
- 自営業主や家族従業者のあり方も変容している。戦後初期には女性も含めた大きな雇用の受け皿であった自営業主や家族従業者の数は大幅に減少。自営業主の中では、農林漁業や小売等の伝統的な自営業主が大幅に減少する一方、近年、企業への使用従属性の高い「雇用的自営」の割合が増加。
- 兼業農家の減少により、副業者数は減少傾向にあるものの、農林漁業以外を副業とする者はおおむね横ばいで推移。低所得者層の副業者が多く、非正規雇用労働者の女性が雇用者として副業を行うケースが最も多い。

家計・再分配の変化

(家計の変化)

- 若年層は、雇用・所得環境が厳しく、収入も貯蓄も少ない中、ネット負担は増加している。
- 従来は、「新卒就職・採用システム」が機能していたが、近年は、低学歴層・中退層など、このシステムに乗り損ない、非正規雇用・無業となる若者が増加傾向にある。非正規雇用は、賃金や能力開発機会などにおいて正規雇用との格差が大きく、正規雇用への移行は簡単でない。

政府税制調査会における経済社会の構造変化に関するファクトの整理④

- 若年者にとっては、一度無業状態に陥ってしまうと抜け出しにくい「無業社会」が生じている。そうした若者は、生活基盤、経済基盤が脆弱であり、実費負担の原則が壁となり、支援の枠組みにアクセスできない。
- 高齢者は、収入は少ない傾向にある一方、貯蓄は多い傾向にあるが、世帯によってばらつきが大きい。
- 高齢者の多くは、年金と金融資産の取崩しで生活している。一方で、年金のみで生活し、預金残高も少なく、社会的なつながりも乏しいため、何かあると社会的貧困に陥る可能性がある層も存在する。他方で、年金に加えて、配当や不動産所得、事業所得もある富裕層も一定程度存在する。
- 高齢者、特に貧困・孤立状態にある高齢者は、現役時代に不安定な就業に従事し、未婚のまま高齢期を迎え、親族・地域ネットワークがほとんどないなど、生涯の不安定な仕事や生活の中でその状況が形成されている。

(再分配の変化)

- 所得のジニ係数は、2000年前後以降概ね横ばいである一方、相対的貧困率は、概ね緩やかに上昇。
- 現行の所得再分配は、年齢階層間の所得移転が大宗を占め、世代内の再分配は小規模。
- 家庭の経済力や文化的背景が進路選択や学力に大きく影響を与えており、貧困の連鎖が懸念される状況にある。
- 資産のジニ係数は、所得のジニ係数と比べて高い傾向にあり、金融資産である貯蓄現在高のジニ係数は足元で漸増。
- 経済的に裕福な親は子どもに富を移転する傾向にあり、特に子どもの数が少なければ少ないほど、子への富の移転が促される。また、親から資産を受け継いだ経験が子への資産承継を促している。
- 主要な資産の一つである土地の価格は、三大都市圏では上昇傾向にある一方、地方圏では依然として下落が継続しているものの下落幅は縮小傾向にある。

政府税制調査会でこれまで出された経済社会の構造変化に関する主な意見等①

人口構造の変化

(生産年齢人口の減少)

- 生産年齢人口が減っていく中で、働き手を増やすという意味では、男女を問わず、特に女性の労働参加率をどうやって上げていくかが重要ではないか。
- 女性の就労促進という形でのインセンティブと同時に、高齢の方々の労働市場におけるインセンティブももう少し検討してもいいのではないか。

(少子化)

- 生産年齢人口が減少し、高齢化が進む中で、経済成長の観点から、これから結婚して産み育てようとする若い世代をいかに支援していくかという視点が重要になってくるのではないか。
- 結婚したいという人達が、経済的な要因で結婚になかなか踏み切れないことへの対応として、公平性を世代間を超えて実現していくと同時に、世代内でも公平性を担保して、人口減に歯止めをかける取組みが必要ではないか。
- 出産と育児に集中的に手当をすべきではないか。
- 税制も少子化対策に向けたメッセージを発する必要がある、結婚をより優遇するという考え方もありうるのではないか。
- 出生率を上げていこうという議論において、婚姻形態に関しても多様化を認めて、多様な婚姻形態、あるいはパートナー形態の中での公平性を担保すべきではないか。
- 女性の労働力参加は、「共働き社会化」という条件のもとで出生力にもプラスに効くのではないか。
「共働き社会化」のためには、無限定な男性的な働き方や、家事育児の女性への偏りといった根強いジェンダー意識を是正することが必要ではないか。

(生産年齢人口割合の低下)

- 生産年齢人口が減少し、高齢化が進む中では、世代をまたいだ公平性をどう確保していくかという観点に立って、税体系全体のあり方を議論していくべき。また、制度を検討するに当たっては、所得や少子高齢化の状況等、経済社会の状況に地域差があることを念頭に置く必要がある。

政府税制調査会でこれまで出された経済社会の構造変化に関する主な意見等②

- 結婚して子育てをしようという若い人たちに対して、税負担が極度に重くならないようにするため、できるだけ生涯で薄く広く税負担をする構造に変えていく必要があり、この点では所得課税よりも消費課税の方が向いているのではないか。
- 世代間の公平というときに、普通は高齢世代と現役世代が対比されるが、高齢化社会の中では、現在の高齢者と将来の高齢者の公平を考える必要がある。また、世代内の公平に関しても、一番格差が拡大している高齢世代が今後さらに増えていくことから、年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視していくことが重要。

経済・産業構造の変化

- 所得税を考えていく上で、人も動く時代になってきた中で、グローバルな側面をどう考えていくのかということが非常に重要。
- 経済・産業構造がサービス化・ソフト化する中で、雇用の流動性・多様化の必要性はますます高まっている。
- 労働力人口の減少による労働力不足、経営のグローバル化、ICT技術の進化が進む中で、今後、日本においても、店舗を持たない個人事業主で労働者性が高い「フリーランサー」が増加していく可能性があるのではないか。

家族の変化

(家族モデルの変化)

- 従来は、夫は正規雇用など十分な収入があり、妻は主に家事や育児で、全ての人が家族を形成できるという標準的ライフコースが前提とされていたが、1990年代後半以降、その前提が崩れ、正社員になれない又は自営業の衰退により、家族を形成・維持できない若者が増加し、ライフコースが多様化している。
- 1990年代の半ばぐらいで、家族像のモデルチェンジが起きているのではないか。
- 家族形態の多様化や雇用形態の多様化という日本社会の方向性に、どういう税制や社会保障がフィットするのかという議論をすべき。

政府税制調査会でこれまで出された経済社会の構造変化に関する主な意見等③

(家族の機能の低下)

- 家族を形成・維持でき、家族による包摂・セーフティネットにより、リスクから守られる人と、家族を形成・維持できず、家族による包摂・セーフティネットがなく、リスクにさらされる人の分断が広がってきている。
- 母子家庭や高齢者の経済的困難は、多世代同居によって回避されてきたが、世帯構造が変容する中で、今後は同様の機能を世帯／家族に求めることは難しいのではないか。
- 家族格差時代にあっては、①結婚しやすいような支援を行っていく、経済的環境を作ること、②家族を作れなくても安心して生活できる仕組みを作ること、が求められる。
- 子育てや介護の問題の解決策として、三世帯同居を推進することも考えられるのではないか。

働き方の変化

(働き方の多様化)

- 「終身雇用・年功制」を基本とする日本型雇用システムに色々な限界が生じてきている中で、人材の流動化と非正規化が特にこの20年で進んだ。
- 自営業者の中でも使用従属性が高く、雇用者と位置づけるべき人達が増加している。その中で、労働移動や就労形態に中立的、あるいは起業促進的、就労促進的な制度にしていく必要があるのではないか。
- 非正規労働者は、かつては世帯の中で補助的な所得の人が多かったが、世帯主や単身世帯の人が増えてきたことがポイントではないか。
- 正規対非正規ではなくて、有期雇用者をもっとフルに活用できる社会と企業のあり方にシフトしていかなければならないのではないか。
- 職業スキルアップ、あるいはエンプロイヤービリティの向上にかかわる投資は、税制も含めて国を挙げて支援すべきではないか。
- ジョブ型の正規雇用を促進するような工夫、あるいは対応すべき障害があるか考えていくべきではないか。

政府税制調査会でこれまで出された経済社会の構造変化に関する主な意見等④

(社会保障等との関係)

- 社会保険料負担は逆進的に機能し、非正規雇用者を中心として、保険料負担が払えず、社会保険のセーフティネットから排除されやすい。
- 初期の就労の格差が、社会保険により緩和されず、むしろ長期に保存されてしまっている。
- 多様な働き方、就労形態の間での公平性を実現するという論点があり、税制、社会保障においてどのようなインプリケーションがあるか考える必要があるのではないか。
- 公的年金を補完する企業年金等の重要性が高まる一方、現在の企業年金の仕組みでは就労形態によって差があることから、就労形態の多様化が進展する中で、企業年金に加入できない人も含めて老後に備えて自助努力できるよう、総合的な視点で議論する必要があるのではないか。

家計・再分配の変化

(家計の変化)

- 我が国の格差の特徴は、富裕層の増加よりは貧困層の拡大といった点が大きく、所得再分配や固定化の防止といった視点が重要になってくるのではないか。
- 若者に光を当てる一方で、困っている高齢者にも目配りが必要ではないか。

(再分配の変化)

- 再分配機能の強化は、①誰もが低所得に陥るリスクがあることを踏まえれば、社会の安定性を高める、②低所得の若年層に光を当てていくことは、人口減少問題への対応として重要である上、社会保障等のサービスの支え手の支援を通じて、社会保障制度等の持続可能性を高める、③格差がヒューマンキャピタルの育成に与える悪影響を是正し、経済基盤の再構築につながっていく、といった意義があるのではないか。
- 再分配政策については、「若年層から高齢層へ」という現行制度を、若年層・高齢層を問わず、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みに改めるべきではないか。

政府税制調査会でこれまで出された経済社会の構造変化に関する主な意見等⑤

- 困っている人に限定的、集中的に配分する仕組みを考えていくことが重要ではないか。
- 所得の再分配を考える場合には、社会保険料や給付もトータルで見えていくことが重要ではないか。
- 所得と併せて資産もしっかりと反映する形で、給付のあり方や税制のあり方も考えていく必要があるのではないか。
- 困っているか、困っていないかは、支出、消費をする能力から考えてみるのも一つの手ではないか。
- いかに困っている人を作らないかという観点も大事であり、そうした事前の対応と、貧困に陥った人々への事後のサポートは、社会保障と税の役割分担にも関わってくるのではないか。

若者の支援

- 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる社会、格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的な成長を担える社会の実現を目指すべきではないか。
- 若年低所得者層や子育て世代に光を当てるということは、公平の観点もあるが、それ以上に成長戦略の一環としてのヒューマン・キャピタル・フォーメーションが大きいのではないか。
- 若年層の所得が低下していることを踏まえ、少しでも状況を改善していくことは必要ではないか。一方で、税制でできることには限界もあるのではないか。

政府税制調査会でこれまで出された主な意見① (個人所得課税に関連する意見)

基本的視点

- 現在の所得課税は複雑な制度になっており、今後の制度設計に当たっては簡素という視点が重要。
- 若い世代に光を当て、女性の社会進出に対して中立的な制度を構築すべきではないか。
- 限られた財源の中で負担と給付のバランスをどのようにとっていくのか、子育て支援をどのように社会で担っていくのかということを議論する必要。
- 出産・子育てを支援するのであれば、ダイレクトに効果のある手当をすべき。また、労働参加率を高める取組みや教育・職業訓練を支援する取組みも必要。
- 社会保障給付に係る費用をどう負担していくかという観点から、税と社会保険料は一体として考えるべき。税制調査会だけで社会保障について議論することは困難であるが、社会保障給付の基準として用いる「所得」の考え方や、社会保険料負担のあり方について議論を提起していくことが重要。
- 社会保障の給付と負担にどう課税するかは、急速な高齢化や社会保障を巡る世代間の公平といった観点から考えるべきではないか。

再分配機能のあり方

- 再分配機能を高める意義をきちんと説明し、経済成長への攻めの姿勢のようなものを示していくことが大事。再分配機能を高めるということは、①誰もがリスクをかかえる中で、社会全体のセーフティネット機能を高める、②社会保障制度の持続可能性を高める、③経済成長への社会基盤としてのヒューマンキャピタルに寄与するといった意義があるのではないか。
- たまたま良いときに生まれた人は、たまたま悪いときに生まれた人とリスク分散すべきで、若年・壮年層への再分配の強化が必要。たまたま裕福な家に生まれた人はたまたま生活が大変なところに生まれた人とリスク分散すべきで、世代内の再分配も重要。
- 現在の再分配政策は、貧困リスクの高まりに十分対応出来ていない。若い人も高齢者も、「困っている人」を「困っていない人」が助けるといった誰もが納得出来る仕組みに変えていく必要。

政府税制調査会でこれまで出された主な意見② (個人所得課税に関連する意見)

再分配機能のあり方 (承前)

- 所得税の再分配機能を強化する必要がある、子育て世帯やこれまで光の当たっていなかった若年層・低所得層を重点的に支援する必要がある、という方向感は共有できているのではないか。
- 再分配政策における所得税の役割としては、貧困や格差の再生産を防止するために機会の平等を確保するという方向で考えるべき。
- 個人所得課税と社会保険料の負担を一体で捉え、逆進的な状況をどのように改善していくかという視点が重要。

多様な税負担調整のあり方

- 税率構造に関しては、人がグローバルに動く時代になってきたという視点や働く意欲にも影響を与えるという視点が重要。高所得者の限界税率が国際的に高いこともあり、最高税率に着目した見直しよりも所得控除の見直しを検討すべき。
- 法人税率の引下げによって個人所得課税の最高税率が法人税率を大きく上回る状況となっており、法人を使った税負担軽減という問題がある中、勤労性所得の税率についてはある程度の制約がある。
- 諸外国においては、税額控除、ゼロ税率、消失控除等、様々な手法が存在しており、こうした例も参考にしながら、日本の現状に合わせてこういった手法が良いか考えていくべき。
- 所得再分配機能の強化に当たっては、所得控除よりも税額控除の方が低所得者に対する税負担の軽減効果が大きい。そのため、所得控除を減らして税額控除にしていくことが効果的。さらにその中で、若者に光を当てるといった要素をどのように加味していくのが課題。
- 所得再分配機能の強化に当たり、所得控除を維持・拡大していくのであれば、控除の額を逡減・消失させるという仕組みを取り入れるべきではないか。
- 税額控除とゼロ税率は類似した効果を有するが、税額控除は何らかの適用要件を必要とするのに対し、ゼロ税率は特段の適用要件が不要という違いがあり、所得控除を見直していく際にはこうした点を考慮すべきではないか。

政府税制調査会でこれまで出された主な意見③ (個人所得課税に関連する意見)

多様な税負担調整のあり方 (承前)

- 諸控除のあり方の見直しに当たっては、実務面での負担という視点にも配慮すべきではないか。
- 生活保護の基準額との関係で個人住民税の非課税限度額がまず定まり、所得が高くなっていくと、個人住民税の均等割、次いで所得割、さらに累進課税である所得税が課されるという考え方の下、課税最低限が決まるというのが基本ではないか。所得税は個人住民税より少し高い所得から課税することで、低所得者に対する配慮がより可能になるのではないか。
- 税と社会保険料の負担だけでなく様々な給付も全部含めたトータルの負担がどう変化するのか、という点が働く人のインセンティブに影響するため、現金給付と課税の間には一定の連携を維持することが重要。
- 給付と課税を連携させるには、課税最低限以下の方々の所得の捕捉が必要。税務執行上コストがかかるというのは理解出来るが、それを優先してしまうと目的を果たせなくなる。
- 逆進的な性格のある消費税率の引上げが予定される中、再配分を考える上では、給付付き税額控除のような議論も重要。

人的控除の役割

- 困っている人か、困っていない人かを所得概念を使って線引きする上で、今ある所得の定義、つまり、控除を引いた後の所得という定義自体を見直す必要がある。ただし、同じ所得を持っていても、家族構成などは違うので、何らかの属人性を反映させたラインが必要。
- 諸外国にも所得の種類ごとに特別の概算控除を設けている例はあるが、その水準は低いことを確認しておく必要があるのではないか。
- 所得の種類ごとの控除によって税負担を調整することは適切ではなく、様々な種類の所得の額を合算した額に応じて負担調整を行う方が良いのではないか。
- 人的控除の役割を高める中でも、特に、子育て世帯、若年層、本当に困っている高齢者に振り向けていくべきではないか。

政府税制調査会でこれまで出された主な意見④ (個人所得課税に関連する意見)

人的控除の役割 (承前)

- 働き方の多様化を踏まえた水平的な公平の確保という観点から、勤労所得間で平等な思い切った課税最低限の引上げが必要。
- 経費の概算控除は出来るだけ実態に合わせて小さくした上で、担税力に配慮する控除は配慮すべき対象を厳選して設けるとするのが基本的考え方ではないか。
- 所得控除はゼロベースで見直し、対象を年齢や世帯属性で区切るのではなく、困っている人を困っていない人が助けるという観点から、基礎控除に集約することを基本としてはどうか。
- 自営業者であるにもかかわらず実質的には従属的な就労形態となっているケースもあり、事業所得と給与所得の境目がはっきりしなくなっている中、こうした方々に対する所得税制はどうあるべきか考えていく必要があるのではないか。

老後に向けた自助努力

- 高齢化に伴い、資産形成や長生きのリスクにどう応えていくかは重要な課題。勤労世代の老後に向けた資産形成を阻害している要因はないか、資産形成に係る自助努力を促すために税として何が出来るかといった点を検討すべき。

金融所得課税の一体化

- 金融所得課税については一体化が進んできているが、さらに進めることを考えていくべきではないか。
- 資産性所得に対する課税については、経済成長や資本蓄積と関係する一方、相対的に高所得者が資産性所得を得ているといった面も踏まえつつ税率を考えていく必要。

**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律
(平成 25 年法律第 112 号) (抄)**

(公的年金制度)

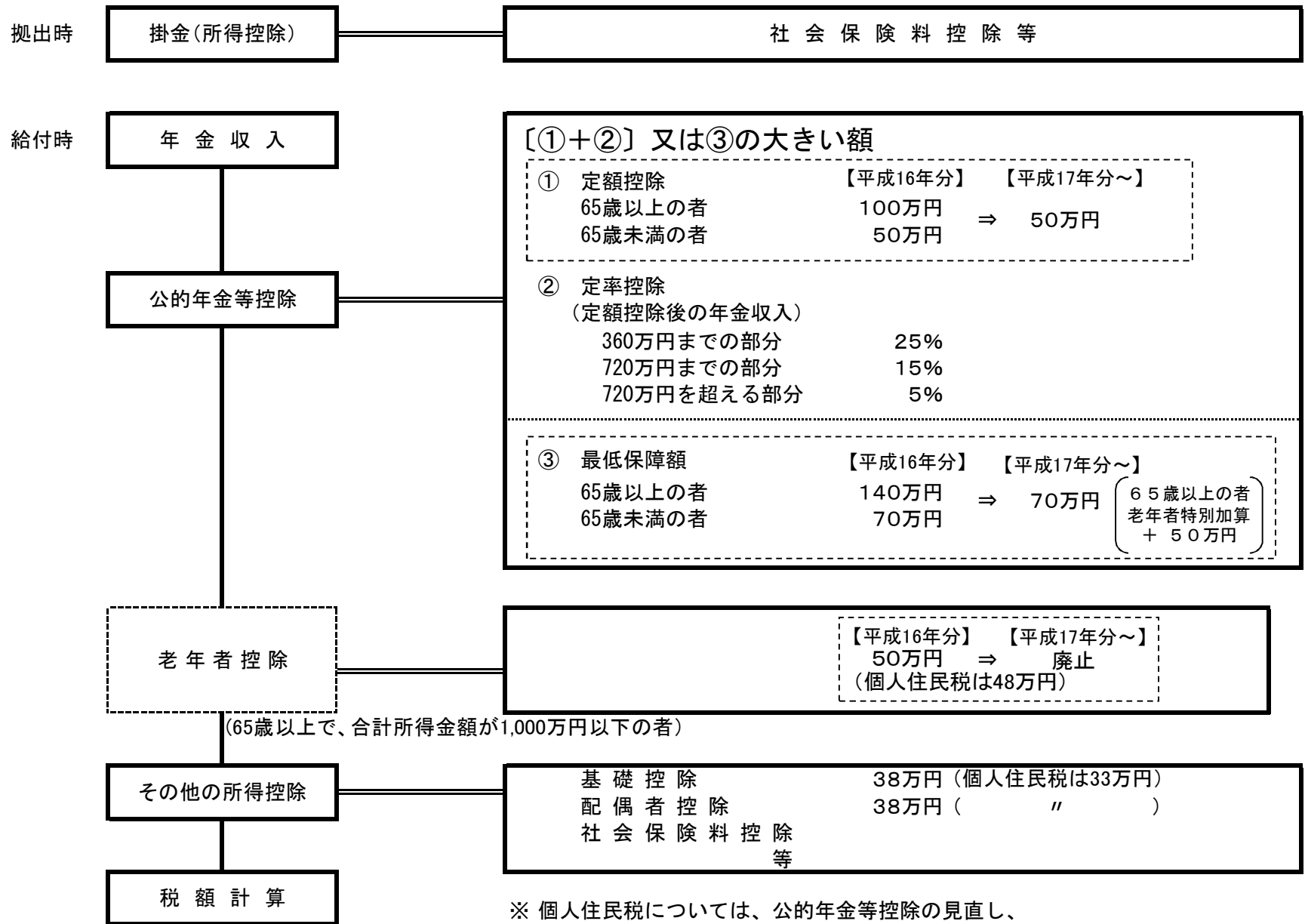
第六条 省 略

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

公的年金等に係る課税の仕組み

… 16年度改正

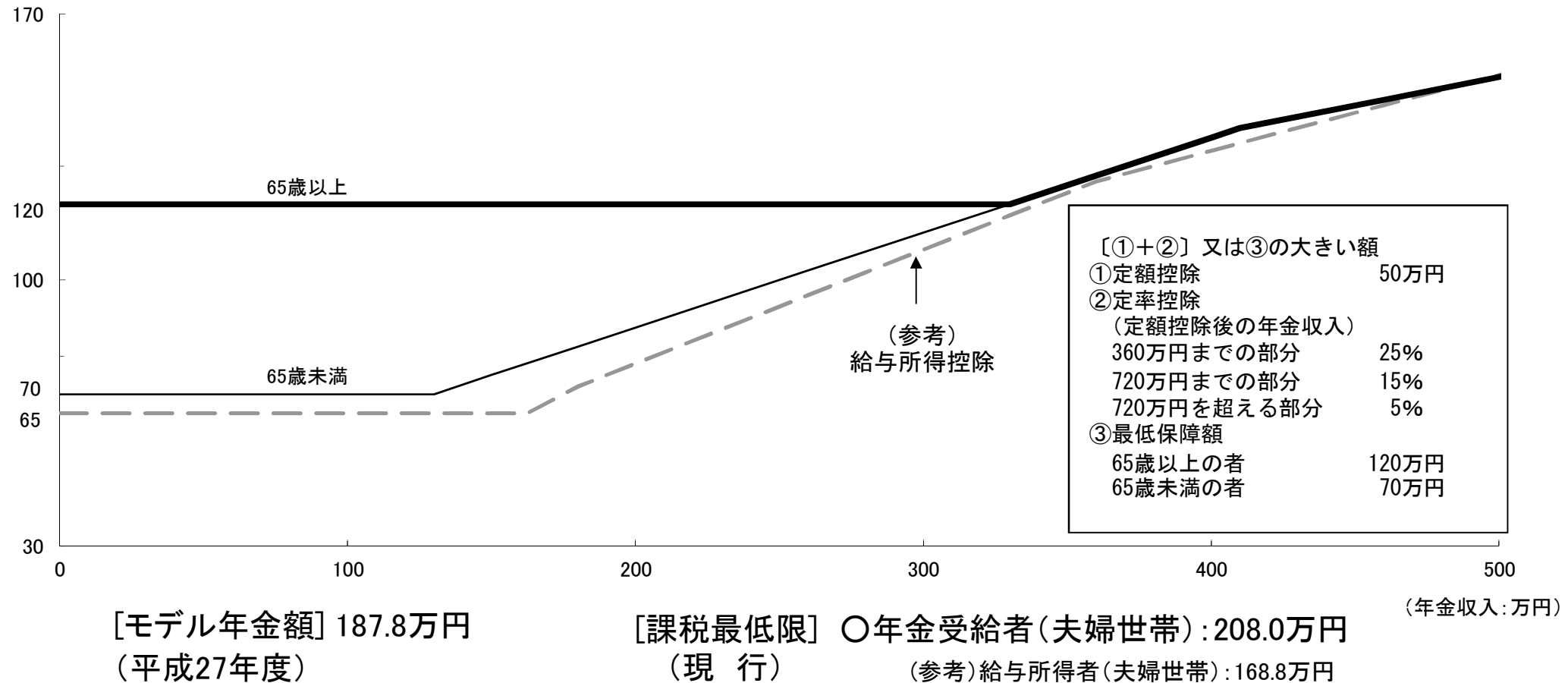


※ 個人住民税については、公的年金等控除の見直し、
 老年者控除の廃止とともに、平成18年度分から適用。

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲(次の制度に基づく年金)
- ・国民年金
 - ・厚生年金
 - ・厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

(控除額:万円)



- (注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。
 2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。
 3.課税最低限の算出においては、一定の社会保険料が控除されるものとしている。